

令和 8 年 執行

衆議院(小選挙区選出)議員選挙

公費負担経費請求の手引
(事業者用)

令和 8 年 1 月



東京都選挙管理委員会

公費負担制度は、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために導入されたもので、選挙運動に要した経費の一部について一定の限度額の範囲までを公費で負担するというものです。

この手引では、公費負担の請求に関して、事業者等が作成する請求に必要な書類を中心に説明いたします。

また、経費の請求は必ず3月9日（月）までにお願いいたします。

なお、この公費負担経費は、候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご留意ください。

東京都選挙管理委員会事務局
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎北塔40階
電話：03-5321-1111（代表）
03-5000-7259（直通）

目 次

【公費負担の対象と限度額等】	1
【公費負担手続書類一覧表】	2
一般乗用旅客自動車運送事業者の方へ	3
選挙運動用自動車の賃貸借契約をされた方へ	5
燃料供給事業者の方へ	7
選挙運動用自動車の運転手雇用の契約をされた方へ	10
選挙運動用ビラを作成された事業者の方へ	12
選挙運動用ポスターを作成された事業者の方へ	15
選挙運動用通常葉書を作成された事業者の方へ	18
選挙事務所用立札・看板を作成された事業者の方へ	20
選挙運動用自動車の立札・看板を作成された事業者の方へ	22
個人演説会場用立札・看板を作成された事業者の方へ	24

【公費負担の対象と限度額等】

【衆議院（小選挙区選出）議員選挙】

公費負担の種類		公費負担の対象	公費負担の限度額		1の契約と2の契約はいずれか一つを選択	
選挙運動用自動車		1 一般運送契約 (ハイヤー)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日について1台に限る）			
2 その他の契約	ア 自動車借り入れ契約（レンタル）	選挙運動用自動車として使用される各日の料金の合計金額（同一の日について1台に限る）	各日について 16,100 円 (合計上限額 : 193,200 円)			
	イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（燃料供給契約を締結した選挙運動用自動車に供給したものに限る）	7,700 円 × 選挙運動日数 (合計上限額 : 92,400 円)			
	ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について1人に限る）	各日について 12,500 円 (合計上限額 : 150,000 円)			
選挙運動用ビラの作成		東京都選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ（①A4以内の規格、②7万枚以内）の作成費	<p>1 作成枚数5万枚以下の場合（1契約にかかる作成枚数） 単価 8円 38銭 × 作成枚数 (合計上限額 : 419,000 円)</p> <p>2 作成枚数5万枚を超える場合（1契約にかかる作成枚数） 単価 × 作成枚数 (合計上限額 : 532,000 円)</p> <p>単価: <u>419,000 円 + 5 円 62 銭 × (作成枚数 - 5 万枚)</u> 作成枚数 ※ 作成枚数は法定枚数（7万枚）以内 ※ 単価の1円未満の端数は1円とする。 ※ 7万枚作成した場合の単価は7円60銭(7.6円) ※ 請求金額は1円未満切捨て</p>			
選挙運動用ポスターの作成		当該候補者を通じ、選挙区内のポスター掲示場の数 × 2の枚数の範囲内のポスターの作成費	<p>1 ポスター掲示場の数が500以下の場合 単価 × 作成枚数 単価: <u>586 円 88 銭 × ポスター掲示場数 + 316,250 円</u> ポスター掲示場数</p> <p>2 ポスター掲示場の数が500を超える場合 単価 × 作成枚数 単価: <u>293,440 円 + 30 円 73 銭 × (ポスター掲示場 - 500) + 316,250 円</u> ポスター掲示場数 ※ 作成枚数: ポスター掲示場数 × 2以内 ※ 単価の1円未満の端数は1円とする。 ※ 請求金額は1円未満切捨て</p>			
選挙運動用通常葉書の作成		当該候補者を通じて法定枚数（35,000枚）の範囲内の通常葉書の作成費	単価 8円 62 銭 × 作成枚数 ※ 作成枚数は法定の範囲内（35,000枚）に限る (合計上限額 : 301,700 円)			
選挙事務所の立札・看板の作成		当該候補者が公職選挙法第131条第1項で設置することができる3以内の作成数	単価 61,379 円 × 作成枚数 ※ 作成枚数は3以内に限る (合計上限額 : 184,137 円)			
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成		当該候補者を通じて4以内の作成費	単価 58,114 円 × 作成枚数 ※ 作成枚数は4以内に限る (合計上限額 : 232,456 円)			
個人演説会場の立札・看板の作成		当該候補者を通じて5以内の作成費	単価 44,403 円 × 作成枚数 ※ 作成枚数は5以内に限る (合計上限額 : 222,015 円)			

【公費負担手続書類一覧表】

手 続 書 類		候補者の方が作成して選挙管理委員会に提出していただく書類			請求時に契約事業者等から選挙管理委員会に提出していただく書類				
		契約届出書	契約書の写し	確認申請書	確認書	証明書	請求書	請求内訳書	振支払依金口座
公費負担の種類									
選挙運動用自動車	一般運送契約（ハイヤー）	◎ 様式衆1	◎	—	—	○ 様式衆2	□	□	□
	自動車借り入れ契約（レンタル）	◎ 様式衆1	◎	—	—	○ 様式衆2	□	□	□
	燃料供給の契約	◎ 様式衆1	◎	◎ 様式衆3	■	○ 様式衆4 ※	□	□	□
	運転手雇用の契約	◎ 様式衆1	◎	—	—	○ 様式衆5	□	□	□
ビラの作成		◎ 様式衆6	◎	◎ 様式衆7	■	○ 様式衆8	□	□	□
ポスターの作成		◎ 様式衆9	◎	◎ 様式衆10	■	○ 様式衆11	□	□	□
通常葉書の作成		◎ 様式衆12	◎	◎ 様式衆13	■	○ 様式衆14	□	□	□
選挙事務所の立札・看板の作成		◎ 様式衆15	◎	◎ 様式衆16	■	○ 様式衆17	□	□	□
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成		◎ 様式衆18	◎	◎ 様式衆19	■	○ 様式衆20	□	□	□
個人演説会場の立札・看板の作成		◎ 様式衆21	◎	◎ 様式衆22	■	○ 様式衆23	□	□	□

【凡例】

◎印…候補者の方が作成して、選挙管理委員会へ提出する書類

■印…選挙管理委員会が候補者の方へ交付したものを、候補者の方が事業者等へ交付し、事業者等が請求時に選挙管理委員会へ提出する書類

○印…候補者の方が作成して、事業者等へ交付し、事業者等が請求時に選挙管理委員会へ提出する書類

□印…事業者等が作成し、請求時に選挙管理委員会へ提出する書類

—印…作成・提出を要しない書類

※印…給油伝票の写しを添付

なお、候補者の方は、公費負担請求の届出等に要した書類の写しを保管するようお願いします。

一般乗用旅客自動車運送事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。請求の際には、日数、金額等に誤りがないよう十分ご確認ください。

1 一般運送契約（ハイヤー）の公費負担について

選挙運動用自動車の走行について一括した運送契約を締結した場合は、1日あたり 64,500 円を上限に 12 日分までの範囲内で公費負担の請求ができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

この請求は、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者でなければ、することができます。

2 公費負担の請求に必要なもの

（1）請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき実際に選挙運動期間中に運送した日数分を請求してください。

なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、3月9日（月）までに東京都選挙管理委員会にお願いします（郵送可）。

（2）請求内訳書

各日ごとに実際に要した金額と基準限度額（64,500 円）とを比較して少ない方の金額を記載してください。

（3）選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、東京都へ請求する際に添付してください。

（4）支払金口座振替依頼書

東京都からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

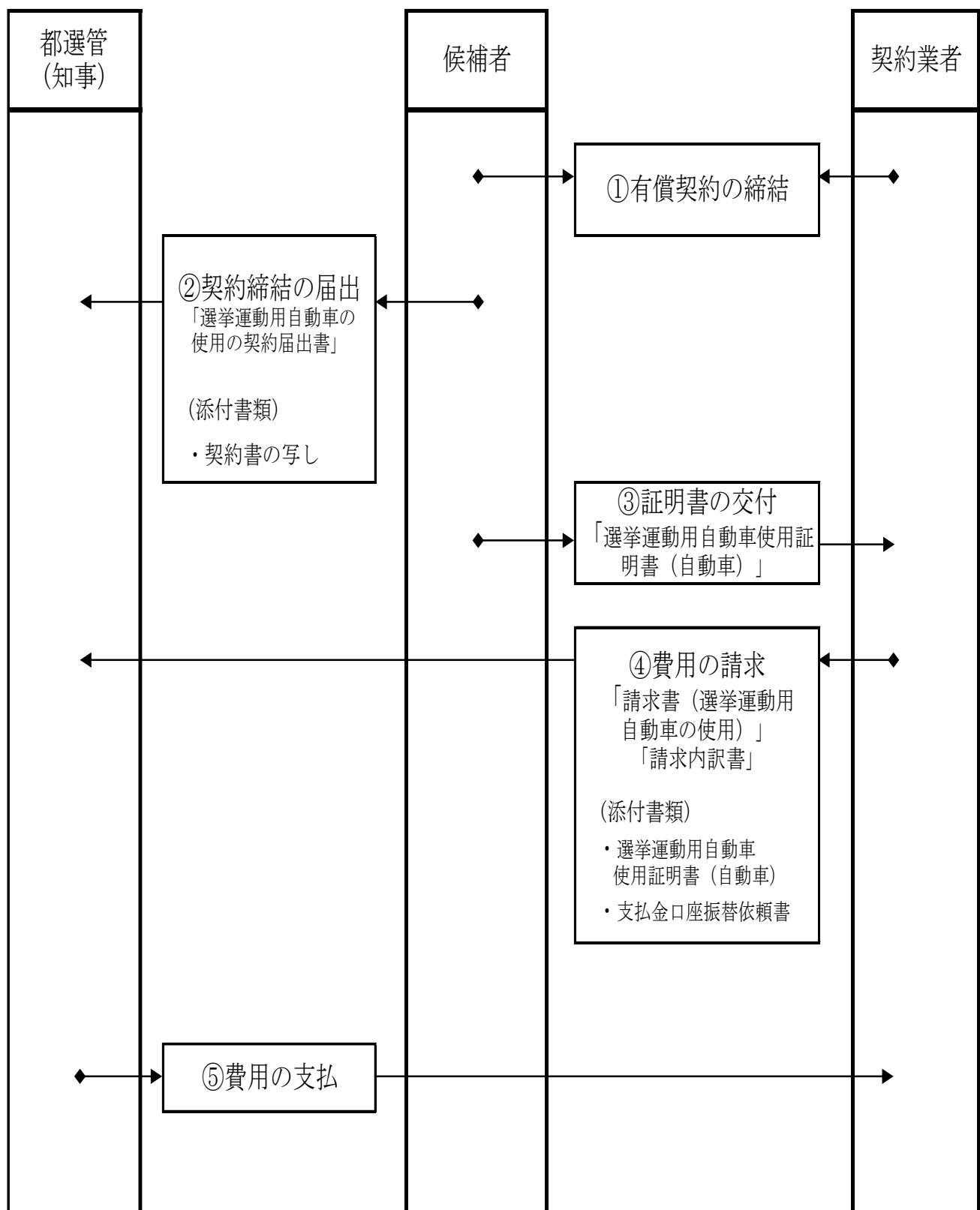
〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 40 階北側

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当

03-5000-7259（ダイヤルイン）

【一般運送契約（ハイヤー）公費負担手続図】



選挙運動用自動車の賃貸借契約をされた方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした方が行います。請求の際には、日数、金額等に誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用自動車の賃貸借契約（レンタル）の公費負担について

1日あたり 16,100 円を上限に、選挙運動期間中（12日間）に選挙運動用自動車として使用した借入れ金額を請求することができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

なお、請求ができるのは1日1台に限られます。

また、候補者と生計を一にする親族と契約をする場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

（1）請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき実際に選挙運動期間中に使用した日数分を請求してください。なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、3月9日（月）までに東京都選挙管理委員会にお願いします（郵送可）。

（2）請求内訳書

実際に要した車両本体のみの借入れ金額と基準限度額とを比較して、少ない方の金額を請求してください。

また、請求者がレンタカー事業者の方の場合には、当該自動車の料金表を添付していただくようご協力願います。

（3）選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、東京都へ請求する際に添付してください。

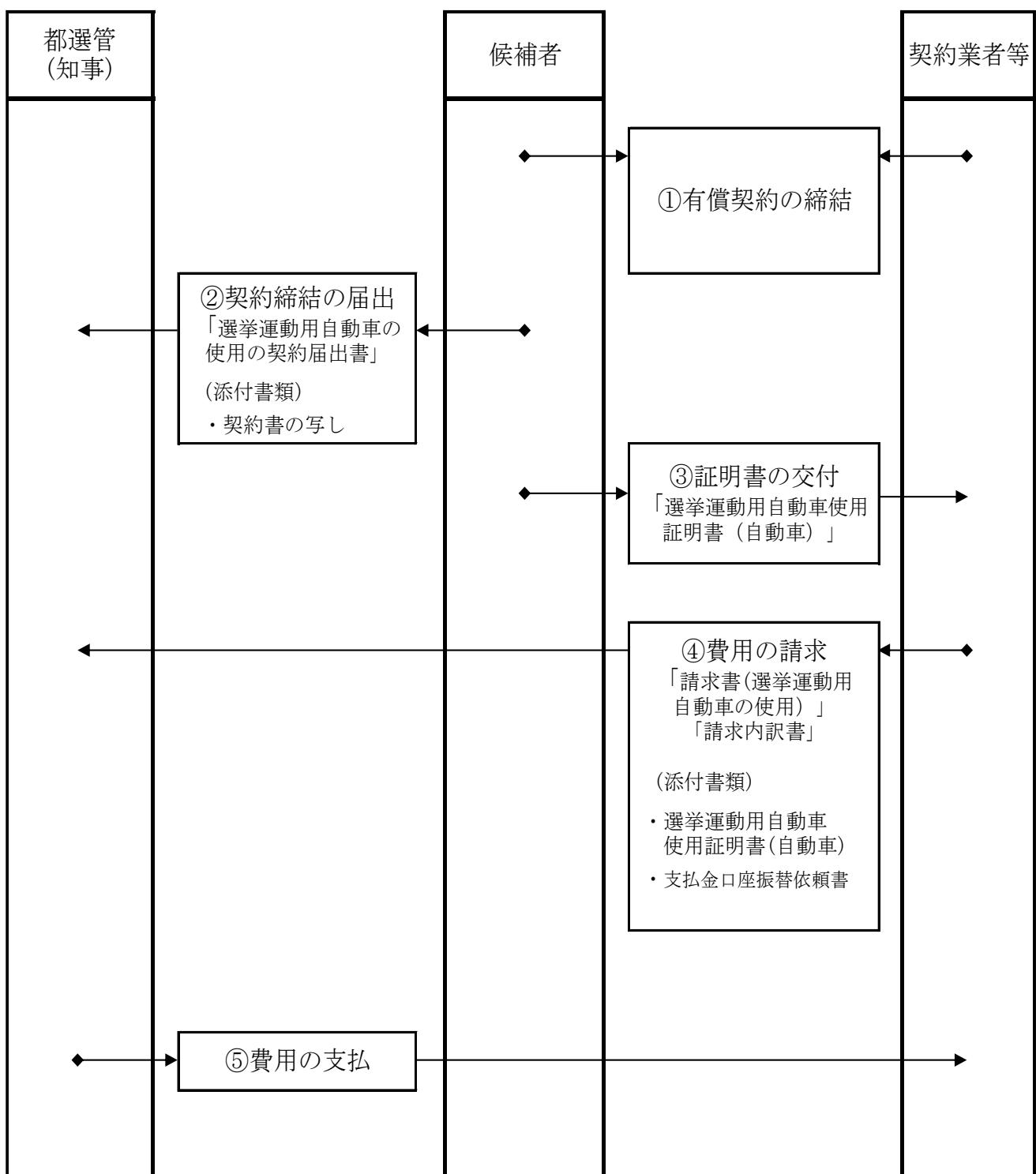
（4）支払金口座振替依頼書

東京都からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 40 階北側
東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当
03-5000-7259 (ダイヤルイン)

【自動車借り入れ契約（レンタル）公費負担手続図】



※ 公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車本体のみの借り入れ代金です。
 アンプ・スピーカー等のレンタル代、ルーフキャリア、看板等のレンタル代、基本料金以外の免責補償料、任意保険料などの付帯料金などは、公費負担の対象にはなりません。
 また、自動車本体の借り入れ代金と放送設備などの自動車本体以外の費用とを合算したパック料金の場合には、車両本体の借り入れ代金とそれ以外の費用とが明示された契約が必要となりますのでご注意ください。

燃料供給事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした燃料供給事業者の方が行います。請求の際には、数量、金額等に誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用自動車へ供給した燃料代の公費負担について

選挙運動期間中（12日間）に選挙運動用自動車へ給油したものについて、自動車燃料代確認書に記載された金額の範囲内（上限は92,400円）で請求することができます。

公費負担の請求ができるのは、自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車へ給油したものに限られ、それ以外の自動車へ給油したものは請求ができませんのでご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

（1）請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき、実際に選挙運動用自動車へ供給したものについて請求してください。書類の提出は、3月9日（月）までに東京都選挙管理委員会にお願いします（郵送可）。

（2）請求内訳書

実際に選挙運動用自動車へ供給した給油量等を、供給ごとに正確に記載してください。

（3）給油伝票の写し

候補者が燃料供給事業者の方へ提出した給油伝票（日付、4けた以下の自動車登録番号又は車両番号、供給量、金額が記載された書面）の写しを添付してください。

（4）自動車燃料代確認書

選挙管理委員会が候補者へ交付したものです。候補者から渡されますので、記載された自動車登録番号又は車両番号と金額等を確認の上、東京都へ請求する際に添付してください。

（5）選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

候補者から渡されますので、供給ごとの給油金額等、記載内容に誤りがないかよく確認の上、東京都へ請求する際に添付してください。

（6）支払金口座振替依頼書

東京都からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎40階北側

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当

03-5000-7259（ダイヤルイン）

公費負担請求に必要な給油伝票の例

【例 1】

納品書 有限会社△△石油
〒〇〇〇一〇〇
△△区△△町△一△一△
Tel〇〇〇〇一〇〇〇〇

日付	登録番号		
ROO.00.00	品川〇〇わ〇〇〇〇		
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	25.3ℓ	170円	4,301円
		(税込)	(税込)

○〇〇〇 様

○〇〇〇 様

燃料供給年月日の記載

燃料供給量の記載

燃料供給金額の記載

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号の記載

【例 2】

納品書

○〇年〇〇月〇〇日

売上

○〇〇〇 様

登録番号
品川〇〇わ〇〇〇〇〇

レギュラーガソリン
25.3ℓ
@ 170 ¥4,301

合計 ¥4,301 (税込)

有限会社△△石油
△△区△△町△一△一△
Tel〇〇〇〇一〇〇〇〇

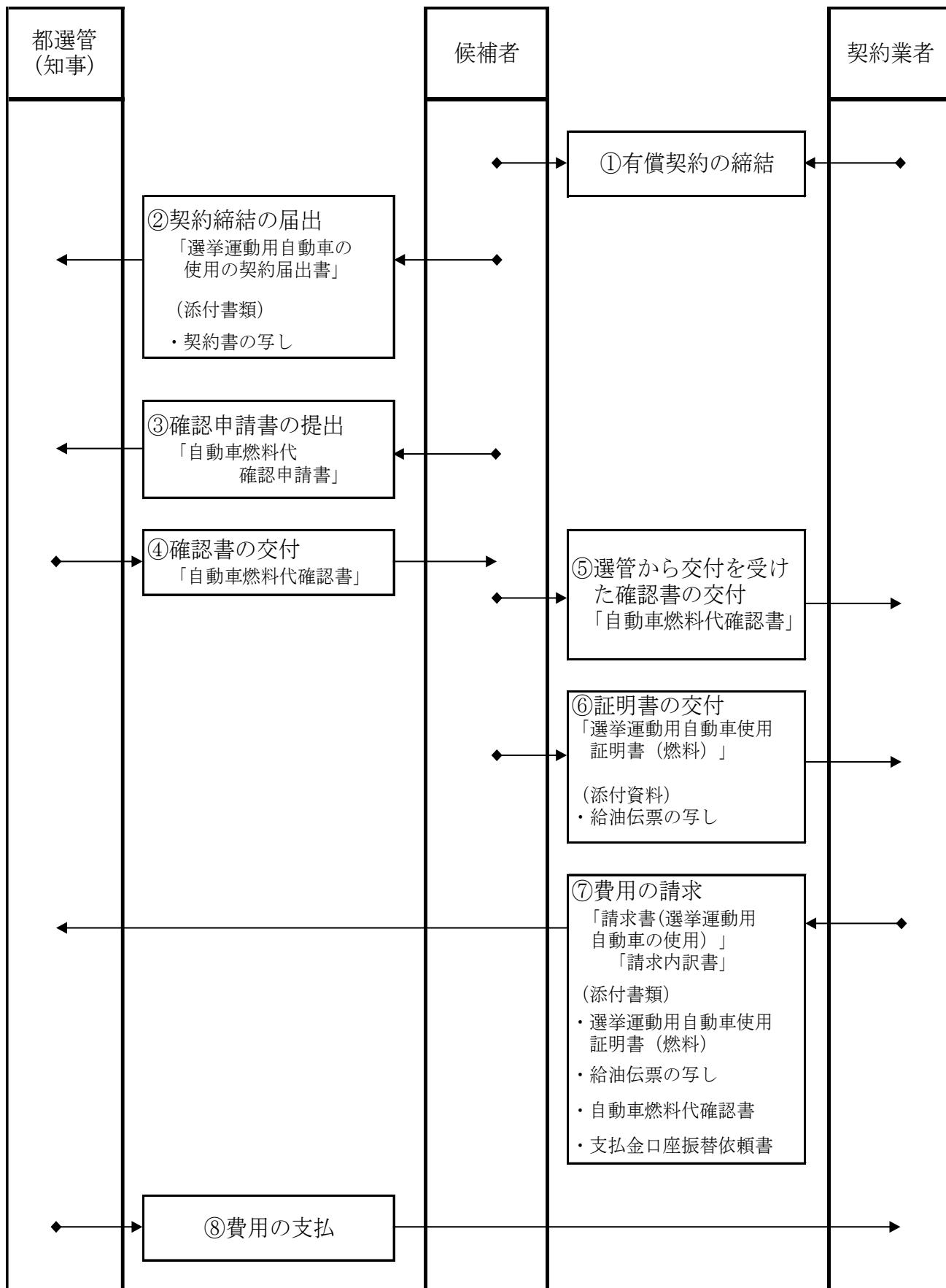
供給年月日の記載

燃料供給量の記載

燃料供給金額の記載

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号の記載

【燃料供給の契約公費負担手続図】



選挙運動用自動車の運転手雇用の契約をされた方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

公費負担の請求は、候補者と契約をされた方が行います。請求の際には、日数、金額等に誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用自動車の運転手雇用契約の公費負担について

1日あたり 12,500 円を上限に、選挙運動期間中（12 日間）に選挙運動用自動車を運転したものについて請求することができます。

ただし、候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

請求ができるのは1日1人に限られます。

公費負担の対象となるのは、運転手個人と契約したものに限られます。法人又は個人事業者との契約は対象となりません。

また、候補者と生計を一にする親族と契約する場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ公費負担の対象とはなりません。

2 公費負担の請求に必要なもの

（1）請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき、実際に選挙運動用自動車を運転した日数分を請求してください。

なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、3月9日（月）までに東京都選挙管理委員会にお願いします（郵送可）。

（2）請求内訳書

各日ごとに実際に要した雇用金額と基準限度額とを比較して、少ない方の金額を記載してください。

（3）選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、東京都へ請求する際に添付してください。

（4）支払金口座振替依頼書

東京都から直接ご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

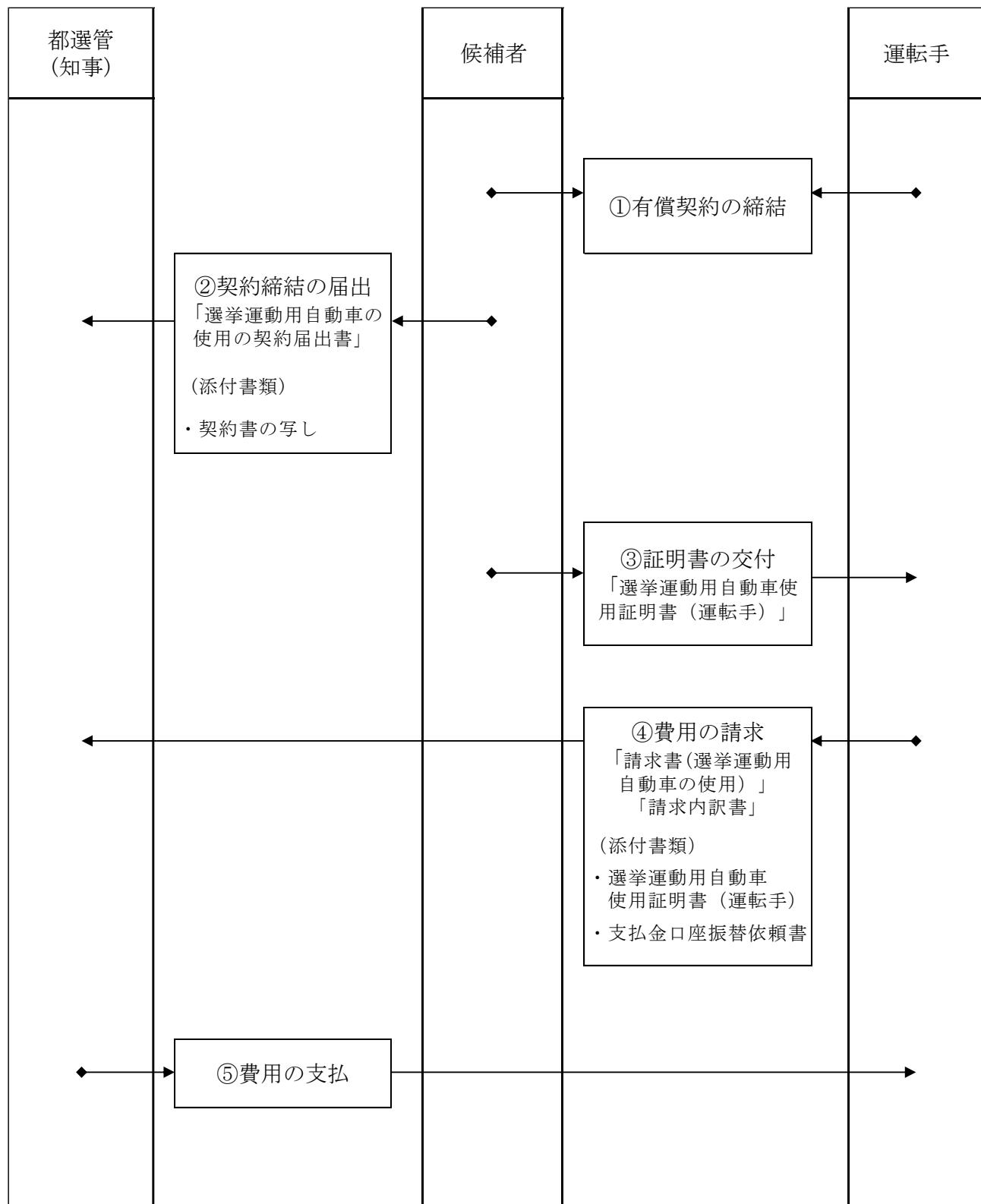
〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 40 階北側

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当

03-5000-7259（ダイヤルイン）

【運転手雇用の契約公費負担手続図】



選挙運動用ビラを作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。請求の際には、枚数、金額等に誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用ビラ作成の公費負担について

選挙運動用ビラの作成については、作成枚数によって公費負担の請求限度額が異なります。請求限度額は、次頁を参照してください。
なお、候補者が供託物を没収される場合には請求することができません。

公費負担の請求ができるのは、選挙運動用ビラの作成に要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求するなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（ビラの作成）

請求内訳書で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求は（3）のビラ作成枚数確認書の「3 確認枚数」の欄に記載された枚数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、3月9日（月）までに東京都選挙管理委員会にお願いします（郵送可）。

(2) 請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額となります。

(3) ビラ作成枚数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので東京都へ請求する際に添付してください。

(4) ビラ作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認のうえ、東京都へ請求する際に添付してください。

(5) 支払金口座振替依頼書

東京都からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 40 階北側

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当

03-5000-7259 (ダイヤルイン)

公費負担の対象となるビラの枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

70,000 枚以内

(2) 限 度 額

ア 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合

8 円 38 銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額

イ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

【単価の算出方法】

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}}$$

…… 1 銭未満の端数は 1 銭とする。

※単価：1 銭未満の端数は 1 銭とする (1 銭未満を切り上げる。)。

例：50,000 枚作成の場合の上限単価 …… **8 円 38 銭**

55,000 枚作成の場合の上限単価 …… **8 円 13 銭**

$(419,000 \text{ 円} + 5.62 \text{ 円} \times (55,000 \text{ 枚} - 50,000 \text{ 枚})) / 55,000 \text{ 枚}$

$= 8.129 \cdots \text{ 円} \Rightarrow 8 \text{ 円 } 13 \text{ 銭}$

60,000 枚作成の場合の上限単価 …… **7 円 92 銭**

$(419,000 \text{ 円} + 5.62 \text{ 円} \times (60,000 \text{ 枚} - 50,000 \text{ 枚})) / 60,000 \text{ 枚}$

$= 7.92 \text{ 円} \Rightarrow 7 \text{ 円 } 92 \text{ 銭}$

65,000 枚作成の場合の上限単価 …… **7 円 75 銭**

$(419,000 \text{ 円} + 5.62 \text{ 円} \times (65,000 \text{ 枚} - 50,000 \text{ 枚})) / 65,000 \text{ 枚}$

$= 7.743 \cdots \text{ 円} \Rightarrow 7 \text{ 円 } 75 \text{ 銭}$

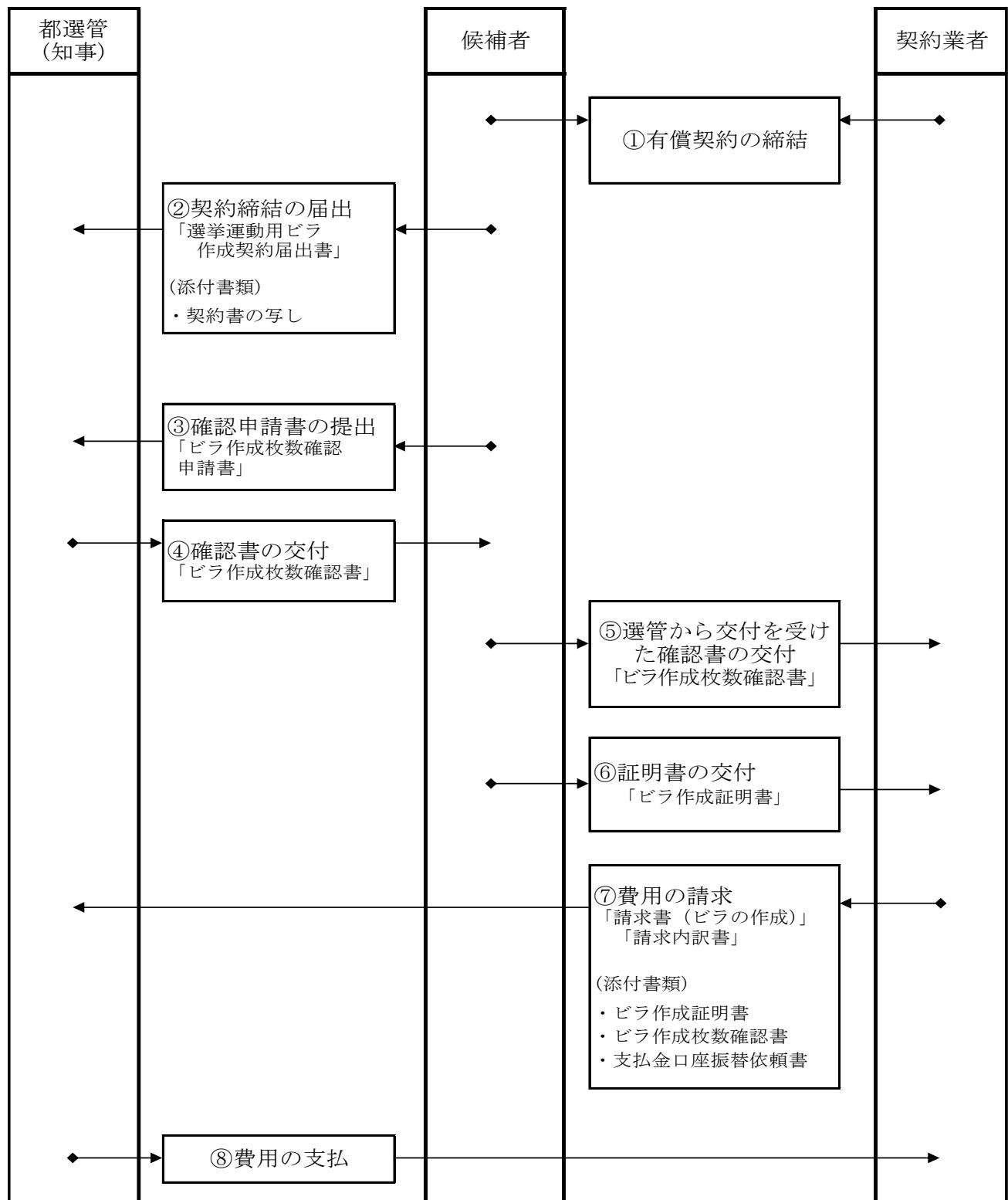
70,000 枚作成の場合の上限単価 …… **7 円 60 銭**

$(419,000 \text{ 円} + 5.62 \text{ 円} \times (70,000 \text{ 枚} - 50,000 \text{ 枚})) / 70,000 \text{ 枚}$

$= 7.591 \cdots \text{ 円} \Rightarrow 7 \text{ 円 } 60 \text{ 銭}$

※請求金額に 1 円未満の端数がある場合、その端数は法令の定めにより切り捨てとなります。

【ビラの作成公費負担手続図】



選挙運動用ポスターを作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。

請求の際には、枚数、金額等に誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用ポスター作成の公費負担について

選挙運動用ポスターの作成については、ポスター掲示場の数によって公費負担の請求限度額が算定されます。ポスター掲示場の数については、あらかじめご確認ください。限度額の計算については、次頁をご参照ください。

なお、候補者が供託物を没収される場合には請求することができません。

公費負担の請求ができるのは、ポスター掲示場に掲示するために作成する選挙運動用ポスターに要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求するなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（ポスターの作成）

請求内訳書で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求は（3）ポスター作成枚数確認書の「3 確認枚数」欄に記載された枚数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、3月9日（月）までに東京都選挙管理委員会にお願いします（郵送可）。

(2) 請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額となります。

(3) ポスター作成枚数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので東京都へ請求する際に添付してください。

(4) ポスター作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、東京都へ請求する際に添付してください。

(5) 支払金口座振替依頼書

東京都からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 40 階北側

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当

03-5000-7259 (ダイヤルイン)

公費負担の対象となるポスターの枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限 度 額

単価 × 確認を受けた作成枚数

【単価の算出方法】

・ **当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下の場合**

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}} = \text{単価}$$

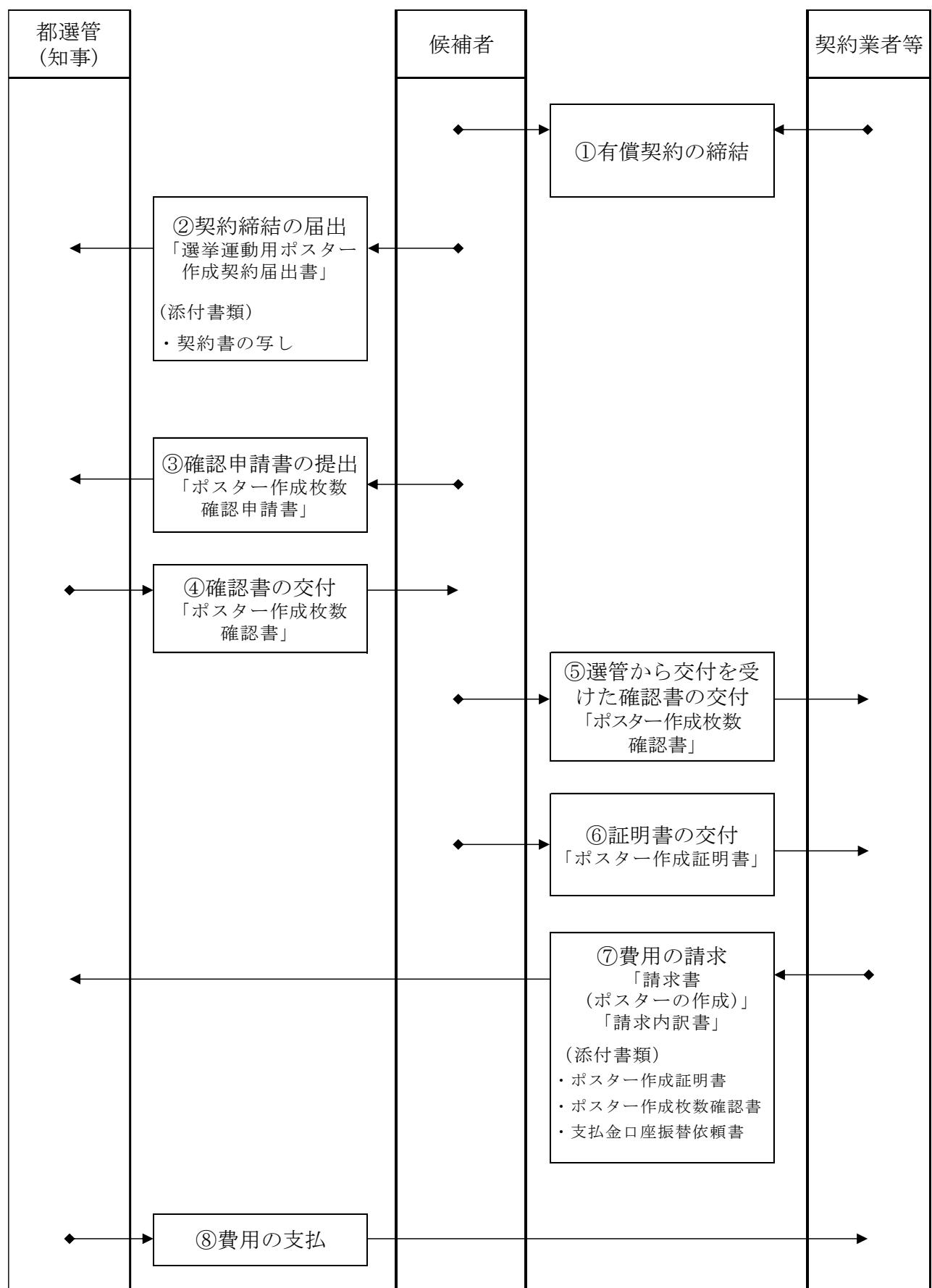
※単価：1 円未満の端数は 1 円とする（1 円未満を切り上げる）。

・ **当該選挙区におけるポスター掲示場数が 500 を超える場合の単価**

$$\frac{293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

※単価：1 円未満の端数は 1 円とする（1 円未満を切り上げる）。

【ポスターの作成公費負担手続図】



選挙運動用通常葉書を作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。請求の際には、枚数、金額等に誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用通常葉書作成の公費負担について

選挙運動用通常葉書の作成については、8円62銭（単価）×確認を受けた実際の作成枚数（35,000枚以内）の範囲内で公費負担の請求ができます。なお、候補者が供託物を没収される場合には請求することができません。

公費負担の請求ができるのは、選挙運動用通常葉書の作成に要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求するなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

（1）請求書（通常葉書の作成）

請求内訳書で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求は（3）の通常葉書作成枚数確認書の「3確認枚数」欄に記載された枚数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、3月9日（月）までに東京都選挙管理委員会にお願いします（郵送可）。

（2）請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額となります。

（3）通常葉書作成枚数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので東京都への請求の際に添付してください。

（4）通常葉書作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、東京都へ請求する際に添付してください。

（5）支払金口座振替依頼書

東京都からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

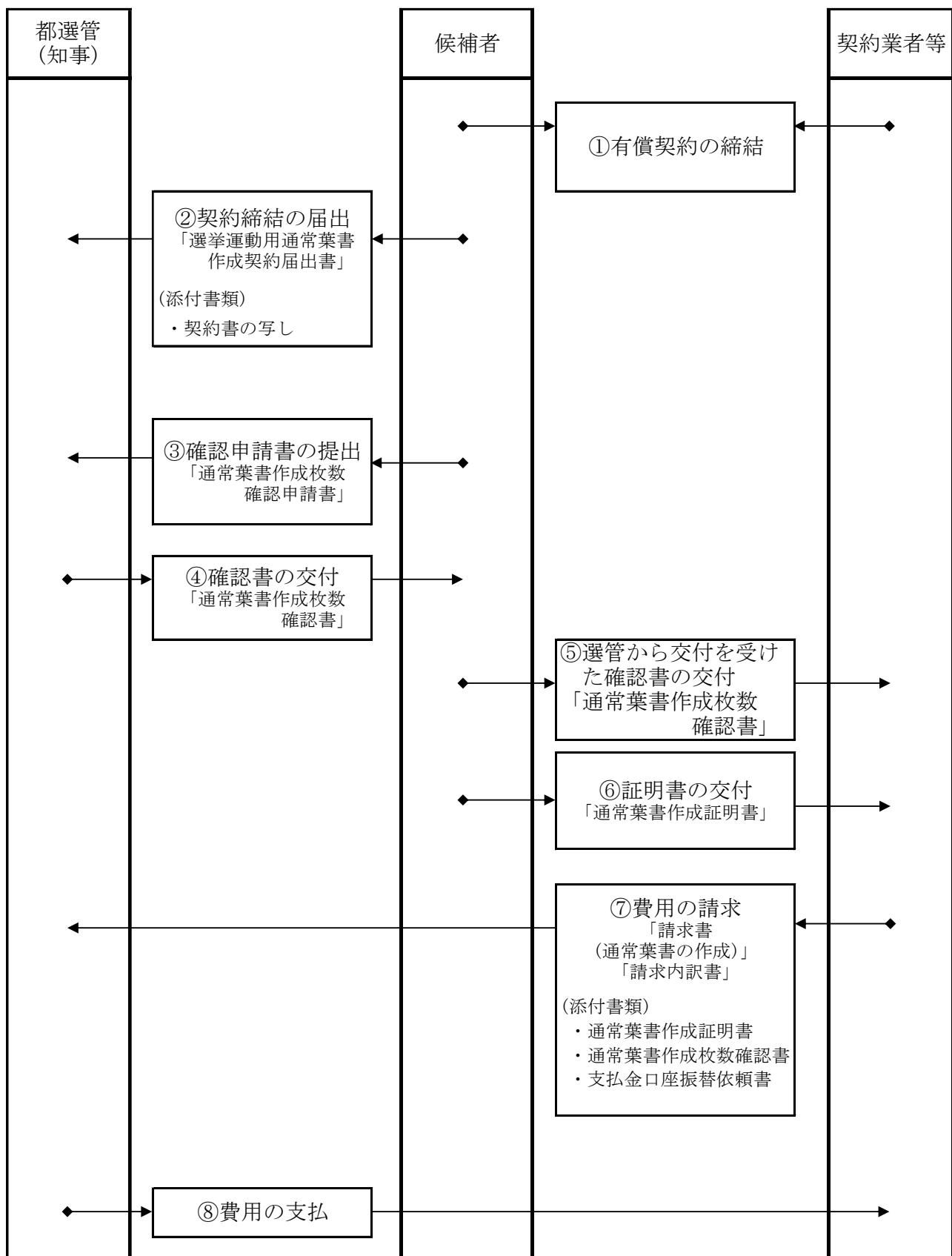
〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎40階北側

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当

03-5000-7259（ダイヤルイン）

【通常葉書の作成公費負担手続図】



選挙事務所用立札・看板を作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。
公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。
請求の際には、金額等に誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙事務所用立札・看板作成の公費負担について

選挙事務所用立札・看板作成については、61,379円(単価)×確認を受けた実際の作成数(3枚以内)の範囲内で公費負担の請求ができます。
ただし、候補者が供託物を没収される場合には請求することができません。

公費負担の請求ができるのは、選挙事務所用立札・看板の作成に要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求するなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書(選挙事務所用立札・看板の作成)

請求内訳書で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求は(3)の選挙事務所用立札・看板作成数確認書の「3確認数」欄に記載された数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、3月9日(月)までに東京都選挙管理委員会にお願いします(郵送可)。

(2) 請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額となります。

(3) 選挙事務所用立札・看板作成数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので東京都へ請求する際に添付してください。

(4) 選挙事務所用立札・看板作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、東京都へ請求する際に添付してください。

(5) 支払金口座振替依頼書

東京都からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

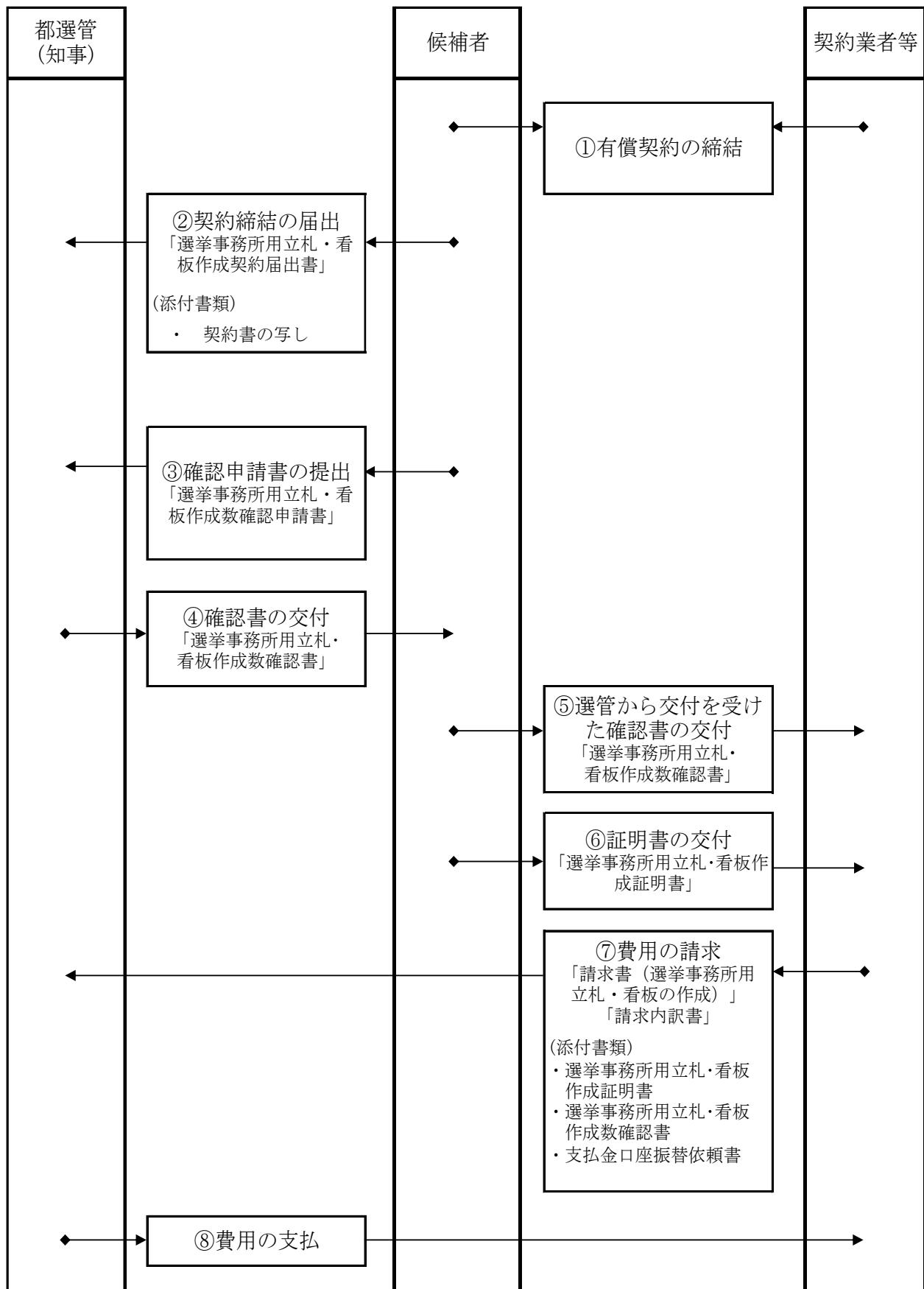
〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎40階北側

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当

03-5000-7259(ダイヤルイン)

【選挙事務所の立札・看板の作成公費負担手続図】



選挙運動用自動車の立札・看板を作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。
公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。
請求の際には、請求額等に誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用自動車の立札・看板作成の公費負担について

選挙運動用自動車に取り付ける立札・看板の作成については、58,114円(単価)×確認を受けた実際の作成数(4枚以内)の範囲内で公費負担の請求ができます。

ただし、候補者が供託物を没収される場合には請求することができません。

公費負担の請求ができるのは、選挙運動用自動車に取り付ける立札・看板の作成に要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求するなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書(自動車等取付用立札・看板の作成)

請求内訳書で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求は(3)の自動車取付用立札・看板作成数確認書の「3確認数」欄に記載された数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、3月9日(月)までに東京都選挙管理委員会にお願いします(郵送可)。

(2) 請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額となります。

(3) 自動車等取付用立札・看板作成数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので東京都へ請求する際に添付してください。

(4) 自動車等取付用立札・看板作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、東京都へ請求する際に添付してください。

(5) 支払金口座振替依頼書

東京都からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

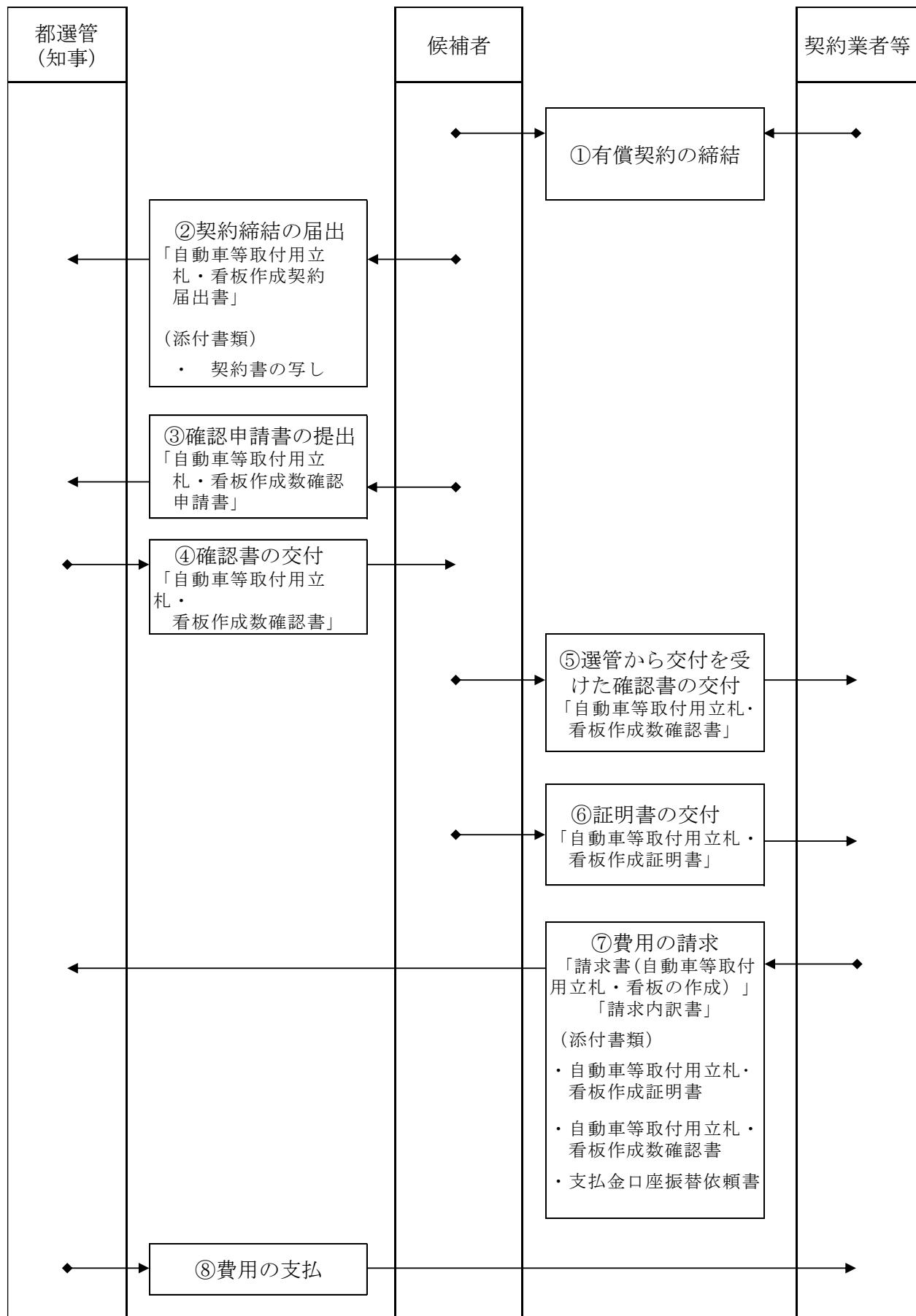
〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 40階北側

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当

03-5000-7259 (ダイヤルイン)

【選挙運動用自動車等の立札・看板の作成公費負担手続図】



個人演説会場用立札・看板を作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。
公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。
請求の際には、金額等に誤りがないよう十分ご確認ください。

1 個人演説会場用立札・看板作成の公費負担について

個人演説会場用立札・看板の作成については、44,403円(単価)×確認を受けた実際の作成数(5枚以内)の範囲内で公費負担の請求ができます。
ただし、候補者が供託物を没収される場合には請求することができません。

公費負担の請求ができるのは、個人演説会場用立札・看板の作成に要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求するなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（個人演説会場用立札・看板の作成）

請求内訳書で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求は(3)の個人演説会場用立札・看板作成数確認書の「3確認数」欄に記載された数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、**3月9日（月）まで**に東京都選挙管理委員会にお願いします（郵送可）。

(2) 請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額となります。

(3) 個人演説会場用立札・看板作成数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので東京都への請求の際に添付してください。

(4) 個人演説会場用立札・看板作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、東京都へ請求する際に添付してください。

(5) 支払金口座振替依頼書

東京都からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 40 階北側

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課指導担当

03-5000-7259 (ダイヤルイン)

【個人演説会場の立札・看板の作成公費負担手続図】

